

## 建築・建築設備工事等における BIM 活用事業試行要領

### (総則)

第 1 条 本要領は、北九州市における建築・建築設備工事が発注において、発注者の指定又は受注者からの技術提案等により BIM モデルの作成及び利用するにあたり必要な事項を定めたものであり、本要領に記載のないものについては、国が定める「官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン」(以下、「国ガイドライン」という。)を準用するものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 BIM 活用事業における用語等は以下のとおり定義する。

#### (1) BIM(Building Information Modeling)

コンピュータ上に作成した 3 次の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築することをいう。

#### (2) BIM ソフトウェア

意匠、構造、電気設備、機械設備等の分野の BIM モデルを作成するためのソフトウェアをいう。

#### (3) BIM モデル

コンピュータ上に作成した 3 次の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等の建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルをいう。

#### (4) 干渉チェック

柱、はり、天井、ダクト、配管等の建築物を構成する部材(以下「建物部材」という。)等の重なり(干渉)を確認することをいう。

### (活用する事業)

第 3 条 BIM システムは、下記の事業において活用するものとする。

#### (1) BIM の活用を前提とした設計図書の作成及び納品等(設計業務)

#### (2) BIM モデルを活用した施工に関する調整(建築・建築設備工事)

### (対象事業)

第 4 条 BIM 活用事業は、北九州市が発注する建築設計業務委託(設備設計業務委託を含む、以下同じ)及び建築・建築設備工事(建築一式、電気設備工事及び機械設備工事、以下同じ)のうち特記仕様書又は現場説明事項によって発注者が指定した事業を対象とする。なお、上記以外の建築設計業務委託及び建築・建築設備工事において、契約後、事業着手日(着工届に記載のある着手した日)までの間に受注者から提案があった場合は、受発注者の協議により BIM 活用事業として適用できるものとする。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第5条 発注者は、特記仕様書又は現場説明事項において、その旨を以下のとおり記載する。

(設計業務委託の場合)

特記仕様書へ記載

4. 設計と条件(発注者指定による場合)

本委託は、BIM 活用事業である。業務内容は、以下のとおりとする。詳細は、「建築・建築設備工事等における BIM 活用事業試行要領」を参照。

・業務内容:○○○○

(建築・建築設備工事の場合)

現場説明事項へ記載

○BIM 活用事業(発注者指定による場合)

本工事は、BIM 活用事業である。業務内容は、以下のとおりとする。詳細は、「建築・建築設備工事等における BIM 活用事業試行要領」を参照。

・業務内容:○○○○

(実施方法等)

第6条 BIM 活用事業は、以下の区分に応じ業務内容を指定又は協議する。

(1) 発注者指定による場合

①BIM の活用を前提とした設計図書の作成及び納品等(設計業務)

発注者は、以下の内容から事業に応じて業務内容のうち全部又は一部を指定して実施する。

- ・基本設計に関する標準業務の BIM 活用による実施
- ・実施設計に関する標準業務の BIM 活用による実施

②BIM モデルを活用した施工に関する調整(建築・建築設備工事)

発注者は、以下の内容から事業に応じて業務内容のうち全部又は一部を指定して実施する。

- ・BIM を活用した仮設の検討
- ・BIM を活用したデジタルモックアップ(見本施工)
- ・BIM を活用した他工事との調整
- ・(機器・照明・スイッチ類位置の調整、干渉チェック)

(2) 受注者提案による場合

受注者より提案があった場合は、事業着手前に上記(1)の区分に従って業務内容について監督職員へ協議し承諾を得た上で実施するものとする。

2 前項(1)において、発注者指定以外の業務内容について受注者より追加の提案があった場合は、事業着手前に監督職員へ協議し承諾を得た上で実施するものとする。

(成果物の形式等)

第 7 条 BIM モデルを成果物として提出する場合、当該 BIM モデルを電子納品の対象とし、検討目的に応じた詳細度のものとする。この場合における成果物の作成方法及び確認方法については「BIM 適用事業における成果品作成の手引き(案)」(国営施第 11 号平成 30 年 8 月 1 日)によるものとする。

2 BIM モデルを成果物として提出する場合のデータ形式は、IFC (ISO16739:2013 の国際規格をいう。以下同じ。)形式のファイル及び BIM オリジナルファイルとし、互換性を確保するため、IFC 形式のファイルは可能な限り BIM オリジナルファイルと同等の情報が含まれたものとする。

3 BIM モデルを利用して動画等を作成し、成果物として提出する場合のデータ形式については、発注者と協議し、発注者の情報システム環境に対応したものとする。

4 BIM モデルの作成及び利用をして発注者に提出する設計業務の図面、工事の完成図等を作成する場合は、BIM モデルの他、発注者が別途指定又は承諾した場合を除き、BIM モデルから 2 次元の CAD データに変換等したのちに必要に応じて編集したものとする。

5 電子データを成果物として提出する場合は、上記 1 から 4 によるほか、設計業務については「電子納品の手引き【建築・設備編】」によるものとする。

(BIM ソフトウェア)

第 8 条 BIM モデルを利用して成果物を作成する場合において、BIM ソフトウェアは、2 次出力など、成果物に求められる形式に対応できるものとする。

また、異なる BIM ソフトウェアを使用して作成された意匠、構造、電気設備、機械設備等の分野の BIM モデルを統合して、技術的な検討を行う場合は、IFC 形式で入出力できるものとするなど BIM ソフトウェア間の互換性を確保するものとする。

(業務内容)

第 9 条 BIM 活用事業が、設計業務委託の場合は、国ガイドライン「5. 設計段階における BIM 活用の方法」による。

2 BIM 活用事業が、建築・建築設備工事の場合は、国ガイドライン「6. 施工段階における BIM 活用の方法」による。

(積算方法)

第 10 条 BIM システム活用に係る費用は、以下の区分に応じ次のとおりとする。

(1) 発注者指定による場合

発注者指定部分に対する BIM を活用することによる負担増加分(直接人件費)を計上する。なお、BIM システムに関する初期費用及び維持経費等は受注者が負担するものとする。

(2) 受注者提案による場合

BIM を活用することによる負担増加分、BIM システムに関する初期費用及び維持経費等は受注

者が負担するものとする。

2 前項(1)において、発注者指定以外の業務内容について受注者より追加の提案があった場合は、負担増加分等の追加計上はしないものとする。

(事業における留意点)

第 11 条 本要領において疑義又は不明な点が生じた場合には、国ガイドラインによるほか受発注者間の協議により運用するものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。